

自家用自動車有償運送許可 申請書の作成方法

- ・ 自家用自動車有償運送許可申請書の作成に際しては、必ずこちらをお読みいただきますようお願いいたします。
- ・ ご不明な点があれば、下記にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

〒454-8558

名古屋市中川区北江町1丁目1-2

愛知運輸支局輸送・監査担当

TEL：052-351-5312

FAX：052-369-2997

令和 年 月 日

中部運輸局愛知運輸支局長 殿

〇〇 〇〇 他〇〇名

※複数名の場合他〇名という形で記入してください。

申請代理人 住 所
氏名又は名称
代表者名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所
別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり
2. 運送需要者 ※申請される会社名を記入して下さい。
福祉限定許可事業者(株)〇〇サービスとの契約により介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）若しくは市町が行う支援費支給決定に基づき訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行われる移送を必要とする者
3. 運送しようとする人の数
1ヶ月約 人 ※おおよその人数を記載して下さい。
4. 運送しようとする期日又は期間 ※2年を超えない期間となります。
許可の日から令和 年 月 日 更新は6月30日もしくは12月31日
1～6月ご申請 翌年12月31日
7～12月ご申請 翌々年6月30日
5. 運送しようとする区間
※区間又は区域を記入して下さい。（例 一宮市～稲沢市、愛知県内 など）
6. 有償運送を必要とする理由

※できるだけ詳細に記入して下さい。

以下、申請書に添付いただく書類となります。この順番で添付してください。

申請書の添付書類

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」） ⇒P 3を参照
- ② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」） ⇒P 4～5を参照
◆添付する書類・・・車検証、使用承諾書等
- ③ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写） ⇒P 8を参照
- ④ 道路交通法に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面（写し）又は修了する具体的な計画を記載した書面（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む）
◆添付する書類
2種免許保有者・・・免許証の写し（裏表）
2種免許を保有していない者・・・免許証の写し（裏表）、
国土交通大臣認定講習の修了証の写し
- ⑤ 法第7条各号の規定に該当しないまた、運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（別紙「様式4」） ⇒P 6を参照
- ⑥ 旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理の体制等を記載した書面（別紙「様式5」） ⇒P 7を参照
- ⑦ 運行管理者を選任する場合は運行管理者資格者証（写し）
※ 事業用自動車（緑又は黒ナンバーの車両）及び自家用自動車（訪問介護員等の行う有償運送に使用する白又は黄ナンバーの車両）の車両数の合計が5両以上で、運行管理者を選任した場合は、運行管理者選任届出を許可申請とは別に提出する義務がありますので、万が一届出されていない場合は速やかに届出ください。
- ⑧ 旅客自動車運送事業者が訪問介護事業所等の指定を受けていることを証明する書類
※訪問介護事業所の指定後、変更があった場合は変更事項がわかる資料も添付してください。

自家用自動車有償運送許可申請者名簿

番号	住 所 ※1	氏 名※2	介護員番号※3
1	名古屋市中川区〇〇町□□-△△	国土 一郎	〇〇〇-△△△△
2	名古屋市港区〇〇町□□-△△	交通 花子	△△-□□□□

- ※1 マンション、アパートである場合、部屋番号等まで記入して下さい。
また、免許証、契約書等の住所と相違していないか確認して下さい。
- ※2 ここに記載された名前を基に許可書を発行しますので、記載ミスのないようにして下さい。
- ※3 介護福祉士やヘルパー2級等を取得した際の番号を記入して下さい。
(資格がない方については、申請できませんので注意して下さい。)

使用車両の明細を記載した書面

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	備考
名古屋△△ほ〇〇〇〇	トヨタ	YS-〇〇〇	H20	5	普通自動車	
名古屋〇〇さ××××	ホンダ	PS-△△△	H18	4	軽自動車（回転シート等）	

（注）自動車の種類欄は次の記載例によること。

（記載例）

- ・普通自動車
- ・普通自動車（回転シート等）
- ・特種自動車（リフト付等）
- ・軽自動車
- ・軽自動車（回転シート等）
- ・軽特種自動車（リフト付等）

※バス、貨物用途の車両は対象外となりますのでご注意ください。

※記載した車両の車検証を添付して下さい。

※車検証の使用者と申請者が異なる場合等については、車両の使用承諾書を添付して下さい。（任意様式可。次項の様式を参考として下さい）

車両の使用承諾書（例）

愛知運輸支局長 殿

下記車両について、有償運送許可車両として使用することを承諾いたします。

・ 車両番号 _____

※車両番号を記入

・ 使用を承諾する者

※使用を承諾する全ての者を記載

※例 1) 会社に使用権原のある車両を申請者に使用させる場合、申請者全ての名前を記入。

例 2) 申請者に使用権原のある車両を、自分以外の者にも提供する場合、対象となる者全てを記入。(ヘルパーの持ち込み車両を他のヘルパーに使用させる場合等)

令和 年 月 日

住 所
氏 名 _____

※自動車の使用権原を有する者について、住所、氏名の記入。
(法人であれば、会社の住所、名称、代表者名の記入)

※車検証上、申請者の同居親族等に使用権原がある場合、その者の記入が必要になるので注意して下さい。

愛知運輸支局長 殿

現住所 : _____

氏 名 : _____

生年月日 : 大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

※申請者の人数分作成し、添付して下さい。

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。
2. 現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。
3. 使用する車両は、対人8,000万円以上及び対物200万以上の任意保険若しくは共済に加入（加入予定）しています。

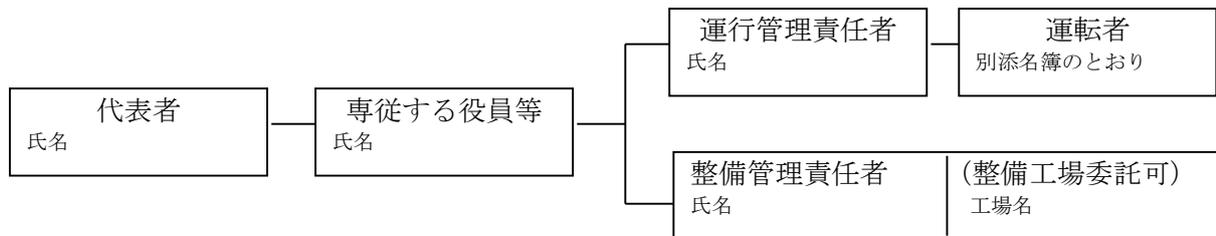
上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

自動車の運行管理等の体制

事業所名) _____

1. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



- ※ 運行管理責任者は、運行管理の観点から、原則運転者（申請者）とは別の方にして下さい。
- ※ 運行管理責任者が緊急の場合等を考慮して当該許可申請を行う場合にあっては、運行管理責任者の欄に、代務者の名前も記載して下さい。

2. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所 ※営業所 等を記載	点呼実施者 ※運行管理責任者名を記載	日常点検の実施場所 ※車庫 等を記載	日常点検の実施者 ※整備管理責任者、 各運転手などを記載	事業所と車庫間の距離及び連絡方法 ※併設、500M 等を記載 ※口頭、電話連絡 等を記載
----------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------------------	--

3. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回 ※回数を記載

(2) 事故処理連絡体制



4. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____ ※責任者を記載（運転手以外）
 苦情処理 担当者 氏名 _____ ※担当者を記載

※申請者の人数分作成し、その写しを添付して下さい。

参考様式

訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送に関する契約書

訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（以下甲という。）と運転者であって訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下乙という。）との間にタイトルのことについて次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第一条 この契約は甲の指示において乙が行う有償運送についての運送に関することと、甲が所有する、または乙に使用権原のある自家用自動車の提供・使用に関することについて、必要な事項を定める。

（運送指示）

第二条 乙が行う自家用自動車の有償運送について、甲が、乙に対して、対面にて点呼（運用上やむを得ない場合は電話）を行い運行の安全を確保するために、必要な指示を行うものとする。

（苦情処理・事故対応）

第三条 乙が行う有償運送に関しての苦情・事故への対応については、甲の責任において処理することとする。

（損害の負担）

第四条 有償運送の運転中における事故等に伴う相手方及び利用者への補償については、提供車両にかけられている自動車損害賠償責任保険、任意保険、及び甲が加入する傷害保険を利用することとする。

2. 甲が提供する、または乙に使用権原のある自家用自動車は、対人8000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

（契約期間）

第五条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで間とする。ただし解約の申し出があった場合はこの限りではない。

2. 解約の申し出は、解約する日の1ヶ月以上前とする。

令和 年 月 日

訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（甲）

住 所
名 称
代表者名

印

運転者であって訪問介護員若しくは居宅介護従業者
又は介護福祉士（乙）

住 所
氏 名

印

※契約書本通は会社等で保管し申請書（正・副）にはコピーを添付するようにして下さい。

